

十一の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に改め、同表八十二の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤研究者の」を「覚醒剤研究者の」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同表八十三の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料」に改め、同表八十四の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者の」を「覚醒剤原料取扱者の」を「覚醒剤原料取扱者の」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同表八十五の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者の」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同表八十四の項イ(2)及び百八十五の項イ(2)中「合計額」の下に「。ただし、知事が別に定める簡易な評価方法により建築物のエネルギー消費性能の評価をする場合は、(一)に定める金額とする(ロ(2)において同じ。)」を加え、同表百八十六の項イ(2)中「金額」の下に「。ただし、当該申請に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十二条第二項第二号に掲げる住宅に該当する場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない(ロ(2)において同じ。)」を加え、同表百八十八の項イ(2)中「金額」の下に「。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第四条第三項第二号に掲げる数値を用いる場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない(ロ(2)において同じ。)」を加え、同項ロ(一)中「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(2)(i)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」に改め、同項ロ(一)中「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」に改める。

附則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- 一 別表第二の百八十四の項、百八十五の項、百八十六の項及び百八十八の項の改正規定 公布の日
 - 二 別表第一の二十二の項から二十四の項まで並びに別表第二の七十一の項、七十三の項、七十四の項及び七十六の項の改正規定 令和二年四月一日
 - 三 前二号に掲げる改正規定以外の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三

号)の施行の日

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月十二日

山梨県条例第三号

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例（昭和四十二年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（使用料等の減免）

第五条 公営企業管理者は、災害その他の受給者の責めに帰することができない理由により温泉を供給することができないときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

2 公営企業管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、維持料、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第五条第一項の規定は、この条例の施行後に納期限が到来する使用料及び手数料について適用する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十二日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

二十八 社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番